

令和6年2月公募実施分

自動販売機設置事業者 募集要項

令和5年12月

静岡市財政局財政部管財課

TEL 054-221-1181

FAX 054-221-1015

【静岡市ホームページ】 https://www.city.shizuoka.lg.jp/141_000068.html



目 次

募集概要

- 自動販売機設置事業者募集要項 1～14
- 貸貸借契約書等 15～18

様式

- 売上報告書 19～20
- 応募申込書兼誓約書（様式1） 21～22
- 暴力団排除に関する誓約書兼同意書（様式2） 23～27
- 応募価格書（様式3） 28～29
- 委任状 30～31
- 使用印鑑届 32
- 貸貸借契約書記載事項変更届（様式4） 33
- 応募受付案内図 34

自動販売機設置事業者募集要項

1 趣旨

静岡市では、市有財産の有効活用を図りながら、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、市庁舎等の一部を賃借して自動販売機を設置、運営する事業者を募集します。

この募集要項は、設置事業者を公募により選定する手続きについて必要な事項を説明するものです。

2 参加資格

応募する者は、次に掲げるすべての条件を満たす者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書第1項（P23）の規定に該当しないこと。
- (3) 法人にあっては静岡市内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあっては静岡市内で営業を営んでおり、静岡市の市民税（法人市民税又は個人市民税）を納付していること。
- (4) 自動販売機の設置、運營業務について3年以上の実績を有していること。

3 設置上の遵守事項

自動販売機の設置、運営については下記の事項を遵守してください。

- (1) 常に商品の賞味期限に注意するとともに、補充を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で使用済み容器の回収ボックスを設置するとともに、常に清潔を保つよう適切に回収と処理をすること。なお、自社以外の使用済み容器等が投入された場合にも責任をもって処理すること。
- (3) 自動販売機の設置に当たっては、転倒防止措置を講じる等、安全に十分配慮すること。
- (4) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情について対応するとともに、自動販売機本体のわかりやすい位置に自動販売機の管理者の会社名又は管理者名並びに故障時の連絡先を明記すること。
- (5) 上記のほか、物件調書に記載された施設ごとの特記事項等を遵守するとともに、施設管理者からの指示事項に誠実に協力すること。

4 公募する物件

- (1) 公募の受付は、物件番号ごとに行います。
- (2) 設置は物件番号ごとに各1台です。
(物件番号6-5は2台一括、6-8は4台一括設置)
- (3) 別に記載がない限り、貸付面積には、回収ボックス及び放熱スペースを含みます。
- (4) **各物件調書には、貸付条件に係る特記事項が記載されていますので、必ずご確認ください。物件調書の内容について、応募価格書の提出をもって同意したものとみなします。なお、条件外の応募をされた場合、応募価格書は無効とさせていただきます。**

※物件の詳細は、静岡市ホームページ(https://www.city.shizuoka.lg.jp/141_000068.html)でご確認ください。なお、物件によっては入札を中止する場合があります。

※以下の物件一覧表で水色網掛けとなっている施設は、指定管理施設のため維持管理費負担額を要する物件です。

物件番号	施設名	住所	台数	最低価格 (%)	課名
6-1-1	清水ナショナルトレーニングセンター	清水区山切 1487-1	1	15%	スポーツ振興課
6-1-2	清水ナショナルトレーニングセンター	清水区山切 1487-1	1	15%	スポーツ振興課
6-1-3	清水ナショナルトレーニングセンター	清水区山切 1487-1	1	15%	スポーツ振興課
6-1-4	静岡市ふれあい健康増進館	葵区南沼上 1379-1	1	15%	スポーツ振興課
6-1-5	静岡市ふれあい健康増進館	葵区南沼上 1379-1	1	15%	スポーツ振興課
6-1-6	静岡市西ケ谷総合運動場	葵区西ケ谷 8-1	1	15%	スポーツ振興課
6-2-1	静岡市役所静岡庁舎 (葵区役所)	葵区追手町 5-1	1	20%	管財課
6-2-2	静岡市役所静岡庁舎 (葵区役所)	葵区追手町 5-1	1	20%	管財課
6-2-3	静岡市役所静岡庁舎 (葵区役所)	葵区追手町 5-1	1	20%	管財課

6-2-4	静岡市役所静岡庁舎 (葵区役所)	葵区追手町 5-1	1	20%	管財課
6-3	清水駅東口駐車場	清水区島崎町 219	1	15%	交通政策課
6-4-1	静岡市清水船越 老人福祉センター	清水区船越 2-9-26	1	15%	高齢者福祉課
6-4-2	静岡市清水折戸老人 福祉センター羽衣荘	清水区折戸 4-8-53	1	15%	高齢者福祉課
6-4-3	静岡市蒲原老人福祉センター	清水区蒲原神沢 1363-4	1	15%	高齢者福祉課
6-4-4	静岡市清水北部交流センター	清水区八坂町 2110-2	1	15%	高齢者福祉課
6-4-5	静岡市由比交流センター	清水区由比北田 450	1	15%	高齢者福祉課
6-4-6	小鹿老人福祉センター	駿河区小鹿 2-25-45	1	15%	高齢者福祉課
6-5	静岡市工芸と歴史の体験施設 「駿府匠宿」	駿河区丸子 3240-1	2	15%	産業振興課
6-6-1	東部勤労者福祉センター (2階休憩コーナー)	清水区島崎町 223	1	15%	商業労政課
6-6-2	東部勤労者福祉センター (2階休憩コーナー)	清水区島崎町 223	1	15%	商業労政課
6-6-3	東部勤労者福祉センター (3階男子更衣室前)	清水区島崎町 223	1	15%	商業労政課
6-6-4	東部勤労者福祉センター (3階女子更衣室前)	清水区島崎町 223	1	15%	商業労政課
6-6-5	東部勤労者福祉センター(5階)	清水区島崎町 223	1	15%	商業労政課
6-6-6	東部勤労者福祉センター(6階)	清水区島崎町 223	1	15%	商業労政課
6-6-7	東部勤労者福祉センター(7階)	清水区島崎町 223	1	15%	商業労政課
6-6-8	北部勤労者福祉センター (1階ロビー)	葵区本通 7-11-9	1	15%	商業労政課
6-6-9	北部勤労者福祉センター (2階休憩室)	葵区本通 7-11-9	1	15%	商業労政課
6-6-10	北部勤労者福祉センター (4階トレーニング場)	葵区本通 7-11-9	1	15%	商業労政課
6-7	広野海岸公園管理棟	駿河区広野海岸通 1	1	20%	水産漁港課
6-8	静岡市立高等学校	葵区千代田 3-1-1	4	20%	静岡市立高等学校
6-9-1	中央図書館	葵区大岩本町 20-24	1	20%	中央図書館
6-9-2	南部図書館	駿河区南八幡町 3-1	1	20%	中央図書館

6-9-3	清水中央図書館	清水区入江岡町 15-23	1	20%	中央図書館
6-10	清水社会福祉会館	清水区宮代町 1-1	1	15%	福祉総務課
6-11-1	静岡市立清水病院	清水区宮加三 1231	1	20%	病院施設課
6-11-2	静岡市立清水病院	清水区宮加三 1231	1	20%	病院施設課
6-11-3	静岡市立清水病院	清水区宮加三 1231	1	20%	病院施設課
6-12-1	沼上清掃工場	葵区南沼上 1224	1	20%	廃棄物処理課
6-12-2	西ヶ谷清掃工場	葵区西ヶ谷 553	1	20%	廃棄物処理課
6-13-1	静岡市動物愛護館	葵区産女 954	1	20%	動物指導センター
6-13-2	静岡市動物愛護館	葵区産女 954	1	20%	動物指導センター
6-14-1	藁科都市山村交流センター	葵区大原 1834	1	15%	中山間地振興課
6-14-2	藁科都市山村交流センター	葵区大原 1834	1	15%	中山間地振興課
6-14-3	藁科都市山村交流センター	葵区大原 1834	1	15%	中山間地振興課
6-14-4	賤機都市山村交流センター	葵区牛妻 2352	1	15%	中山間地振興課
6-14-5	賤機都市山村交流センター	葵区牛妻 2352	1	15%	中山間地振興課
6-14-6	賤機都市山村交流センター	葵区牛妻 2352	1	15%	中山間地振興課
6-14-7	賤機都市山村交流センター	葵区牛妻 2352	1	15%	中山間地振興課
6-14-8	賤機都市山村交流センター	葵区牛妻 2352	1	15%	中山間地振興課
6-14-9	清水西里温泉浴場	清水区西里 1449	1	15%	中山間地振興課
6-14-10	清水西里温泉浴場	清水区西里 1449	1	15%	中山間地振興課
6-15-1	駿河消防署	駿河区南八幡町 10-30	1	20%	財産管理課
6-15-2	駿河消防署	駿河区南八幡町 10-30	1	20%	財産管理課
6-15-3	駿河消防署	駿河区南八幡町 10-30	1	20%	財産管理課
6-15-4	千代田消防署 しずはた出張所	葵区下 94-1	1	20%	財産管理課
6-15-5	港北消防署 興津出張所	清水区八木間町 409- 2	1	20%	財産管理課
6-15-6	千代田消防署 城東出張所	葵区城東町 55-10	1	20%	財産管理課
6-15-7	駿河消防署 稲川出張所	駿河区稲川 1 - 5 -12	1	20%	財産管理課
6-15-8	駿河消防署 鎌田出張所	駿河区鎌田 54- 4	1	20%	財産管理課
6-15-9	駿河消防署 大谷出張所	駿河区水上 28-10	1	20%	財産管理課
6-15-10	港北消防署 庵原分署	清水区由比 716- 1	1	20%	財産管理課
6-15-11	葵消防署 平和出張所	葵区平和 1 - 3 -58	1	15%	財産管理課
6-15-12	清水消防署 有度出張所	清水区吉川 507- 1	1	10%	財産管理課
6-15-13	日本平消防署 三保出張所	清水区三保 3503-47	1	10%	財産管理課
6-16-1	清水収集センター	清水区八坂町 2102-1	1	19%	収集業務課

6-16-2	西ヶ谷収集センター	葵区西ヶ谷 557-1	1	20%	収集業務課
6-17-1	東部生涯学習センター	葵区千代田 7-8-15	1	5%	生涯学習推進課
6-17-2	東部生涯学習センター	葵区千代田 7-8-15	1	5%	生涯学習推進課
6-17-3	北部生涯学習センター	葵区昭府 2-14-1	1	7%	生涯学習推進課
6-17-4	藁科生涯学習センター	葵区羽鳥本町 5-9	1	15%	生涯学習推進課
6-17-5	北部生涯学習センター 美和分館	葵区安倍口団地 5-1	1	15%	生涯学習推進課
6-17-6	辻生涯学習交流館	清水区宮代町 5-75	1	5%	生涯学習推進課
6-17-7	江尻生涯学習交流館	清水区小芝町 3-35	1	5%	生涯学習推進課
6-17-8	入江生涯学習交流館	清水区入江 3-8-12	1	5%	生涯学習推進課
6-17-9	船越生涯学習交流館	清水区船越 3-12-74	1	15%	生涯学習推進課
6-17-10	清水生涯学習交流館	清水区松井町 7-22	1	15%	生涯学習推進課
6-17-11	不二見生涯学習交流館	清水区村松 534-2	1	5%	生涯学習推進課
6-17-12	折戸生涯学習交流館	清水区折戸 4-8-60	1	15%	生涯学習推進課
6-17-13	高部生涯学習交流館	清水区押切 1086-2	1	15%	生涯学習推進課
6-17-14	有度生涯学習交流館	清水区草薙一里山 3-1	1	6%	生涯学習推進課
6-17-15	袖師生涯学習交流館	清水区袖師町 1092-1	1	5%	生涯学習推進課
6-17-16	小島生涯学習交流館	清水区但沼町 284-1	1	15%	生涯学習推進課
6-17-17	蒲原生涯学習交流館	清水区蒲原新田 1-21-1	1	8%	生涯学習推進課
6-17-18	由比生涯学習交流館	清水区由比北田 457-1	1	10%	生涯学習推進課
6-18-1	静岡市民文化会館前駐車場	葵区駿府町 2-75	1	15%	文化振興課
6-18-2	静岡市民文化会館前駐車場	葵区駿府町 2-75	1	15%	文化振興課
6-18-3	静岡市民文化会館前駐車場	葵区駿府町 2-75	1	15%	文化振興課
6-18-4	静岡科学館	駿河区南町 14-25 エスパティオ 8階～10階	1	15%	文化振興課
6-18-5	静岡科学館	駿河区南町 14-25 エスパティオ 8階～10階	1	15%	文化振興課
6-18-6	静岡科学館	駿河区南町 14-25 エスパティオ 8階～10階	1	15%	文化振興課
6-19-1	静岡市番町市民活動センター	葵区一番町 50	1	5%	市民自治推進課
6-19-2	静岡市番町市民活動センター	葵区一番町 50	1	5%	市民自治推進課
6-20-1	静岡市立清水桜が丘高等学校	清水区桜が丘町 7-15	1	20%	静岡市立清水桜が丘高等学校

[令和6年2月公募実施分]

6-20-2	静岡市立清水桜が丘高等学校	清水区桜が丘町 7-15	1	20%	静岡市立清水桜が丘高等学校
6-20-3	静岡市立清水桜が丘高等学校	清水区桜が丘町 7-15	1	20%	静岡市立清水桜が丘高等学校
6-20-4	静岡市立清水桜が丘高等学校	清水区桜が丘町 7-15	1	20%	静岡市立清水桜が丘高等学校
6-20-5	静岡市立清水桜が丘高等学校	清水区桜が丘町 7-15	1	20%	静岡市立清水桜が丘高等学校

5 参加申込書の提出先・問合せ先

【提出先】

静岡市財政局財政部管財課 財産管理係

住所 〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1 (市役所静岡庁舎本館1階)

電話 054-221-1181 F A X 054-221-1015

E-mail kanzai@city.shizuoka.lg.jp (管財課メールアドレス)

【問合せ先】

募集要項全般・・・管財課 財産管理係

物件調書の内容・・・「物件調書」の各財産管理者(担当課)

6 契約方法及び契約の主な条件

- (1) 前記2の参加資格を満たした応募者の方から、物件番号ごとに応募価格書をご提出いただき、最も高い価格をご提案いただいた方と、自動販売機の設置に係る契約を締結します。

※各物件には応募条件等がありますので、必ず募集要項及び物件調書をご確認の上応募価格書を提出してください。条件外に応募をされた場合、応募価格書は無効とさせていただきます。

- (2) 応募の方法については、次ページ以降をご覧ください。
- (3) この契約は地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け(賃貸借契約)です。契約書はP15~18の書式を使用します。
- (4) 契約期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
※一部の物件については契約期間が異なりますので、物件調書をご確認ください。
- (5) 貸付料は、自動販売機の売上(税込)金額の何パーセントとするかをご提案いただき、その金額(消費税法課税対象の場合は消費税率相当分10%を加えた額)と電気料負担額を加えた額とします。(円未満の端数切り捨て)

貸付料の最低価格は売上の**20.0%**とします。また、指定管理施設(2ページの「4公募する物件」の網掛けをしてある物件)においては、**最低落札価格は売上15.0%**とします。それ以上のパーセント数をご提案ください。

令和4年度分の募集より、指定管理施設に自動販売機を設置する場合は、売上の5%を維持管理費負担額として指定管理者へお支払いいただくこととなりました。そのため、指定管理施設においては最低落札価格は売上15.0%としています。

※維持管理費負担額

自動販売機利用者による苦情や雑務（つり銭切れ、両替、商品の誤購入、自動販売機のつまり等への対応）に一時的に対応している業務対価。

なお、一部の物件についてはパーセント数が異なりますので、2ページの「4 公募する物件」をご確認ください。

- (6) 売上とは、消費税及び地方消費税・諸費等を差し引く前の、実際に収入した金額になります。

例：110円（消費税及び地方消費税10円、経費30円）で10本の清涼飲料水を販売した場合、売上は1,100円（110円×10本）になります。

物件一覧表で網掛けとなっていない施設

貸付料算出方法

貸付料＝応募価格（売上の〇．〇％）＋応募価格の消費税率相当分※＋電気料負担額
（※消費税法非課税対象の場合は貸付料に含めません。）

① 応募価格（％）

その自販機の売上の何パーセントを貸付料として納入するかをご提案ください。小数点以下第一位まで記入をお願いします。

最低価格は売上（税込）の 20.0% とします。それ以上のパーセント数をご記入ください。**（一部20%以外の物件もあります。）**

② 売上

消費税及び地方消費税・諸経費等を差し引く前の、実際に収入した金額になります。

例：110円（消費税及び地方消費税10円、経費30円）で10本の清涼飲料水を販売した場合、売上は1,100円（110円×10本）になります。

③ 応募価格の消費税率相当分

応募価格に消費税率相当分を加算します。消費税率の変更があったときは、それに応じて変更するものとします。（消費税法非課税対象の場合は貸付料に含めません。）

④ 電気料負担額

自動販売機の電気料負担額を加算します。

電気料負担額は、その施設の施設電気料単価（参考値：物件調書記載の単価）に消費電力量を乗じたものです。消費電力量は、電力量計（子メーター）を検針した数値によります。

電力量計は自動販売機設置者が設置してください。

物件一覧表で網掛けとなっている施設（指定管理施設）

貸付料算出方法

貸付料＝「応募価格（売上の〇．〇％）＋応募価格の消費税率相当分※＋電気料負担額＋維持管理費負担額（5％）」

※消費税法非課税対象の場合は貸付料に含めません。

① 応募価格（％）

その自販機の売上の何パーセントを貸付料として納入するかをご提案ください。
小数点以下第一位まで記入をお願いします。

最低価格は売上（税込）の **15.0%** とします。それ以上のパーセント数をご記入ください。**（一部15%以外の物件もあります。）**

例）自動販売機の売上を100とした場合イメージ



② 売上

消費税及び地方消費税・諸経費等を差し引く前の、実際に収入した金額になります。

例：110円（消費税及び地方消費税10円、経費30円）で10本の清涼飲料水を販売した場合、売上は1,100円（110円×10本）になります。

③ 応募価格の消費税率相当分

指定管理施設以外の施設（前ページ参照）と同様の取扱いです。

④ 電気料負担額

指定管理施設以外の施設（前ページ参照）と同様の取扱いです。

⑤ 維持管理費負担額

利用者による苦情や雑務（つり銭切れ、両替、つまり対応等）に一時的に指定管理者が対応することへの業務対価で、売上金額の5%を指定管理者が設置事業者に対して請求します。維持管理という役務を提供する際に賦課される消費税10%は、これに含まれるものとします。

例：売上が10,000円であった場合、維持管理費は500円（税込）になります。

7 公募申し込み方法

I 公募への参加申し込み

(1) 提出書類

- ① 応募申込書兼誓約書（P21～22 様式1）

※本社・本店の代表者名及び代表者印をご使用ください。

- ② 暴力団排除に関する誓約書兼同意書（P23～24 様式2）

※本社・本店の代表者名及び代表者印をご使用ください。

- ③ 参加資格を証する書類として

- ア 現在事項全部証明書または住民票（発行日から3ヶ月以内のもの、写し可）
- イ 納税証明書（法人市民税または市民税、前年度分、写し可）
- ウ 印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの、写し可）
- エ 委任状（支店等での契約を希望する場合、P30～31）
- オ 使用印鑑届（実印（印鑑証明書の印）と異なる印を使用する場合。ただし、受任者がある場合は、委任状に押印があるため不要、P32）
- カ 自動販売機の設置・営業実績（書式自由）

(2) 提出期間 **令和5年12月8日（金）から令和6年1月19日（金）16時まで**

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 提出先 葵区追手町5番1号 静岡市役所 管財課（静岡庁舎本館1階）

(5) 提出部数 1部（複数の物件に申し込む場合でも1部で結構です。）

(6) 参加申込確認 応募書類の審査後、参加資格を満たした方に参加者番号を記載した応募申込確認書を令和6年2月9日（金）までに発送します。

II 応募価格の提出

期日までに、応募価格書を管財課まで 持参 又は 郵送 してください。

応募価格書は、参加者番号を記入した封筒に、1件ごとに入れてください。

(1) 提出期限 **令和6年2月26日（月）16時まで（必着）**

(2) 提出方法 持参又は郵送

(3) 提出先 葵区追手町5番1号 静岡市役所 管財課

(4) 提出内容 ① 応募価格書（P28～29 様式3）

② 応募価格書用封筒（表面に物件番号、参加者番号、応募者名を記載してください。）

(5) 注意事項

締切までに管財課に到達しない応募価格書は無効となります。郵送の場合には日時に余裕を見てください。又、書留のご利用をおすすめします。

Ⅲ 契約候補事業者の決定

提出いただいた応募価格書を下記の日を開札し、契約候補事業者を決定します。

※開札は財産管理者毎に実施するため、詳細については各物件調書の財産管理者（担当課）にお問い合わせください。

(1) 開札日時 令和6年2月29日（木）～令和6年3月7日（木）12時

(2) 選定方法 提出していただいた応募価格書を開札し、静岡市が設定する最低応募価格以上で、最高の応募価格を提案いただいた方を契約候補事業者とします。（条件等については募集要項・物件調書に記載がありますので、必ずご確認ください。）
なお、最高となるべき応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、くじ引きにより決定します。

(3) 結果連絡 令和6年3月7日（木）12時までに、契約候補事業者のみ、各財産管理者（担当課）より連絡します。

(4) 結果公開 入札結果（落札者の商号・名称及び落札金額等）は、令和6年3月19日（火）以降に静岡市ホームページに掲載いたします。

Ⅳ 契約締結

各物件の財産管理者（担当課）と契約手続きをお願いします。

8 参加に関する注意事項

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。
- (2) 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (4) 提出された書類は、静岡市情報公開条例に基づき公開する場合があります。
- (5) 応募価格書には応募者の住所、名称及び氏名（個人の場合は住所及び氏名）を記入のうえ、押印してください。
- (6) 応募価格の提案に関する件を代理人に委任している場合は、応募価格書の応募者欄に、代理人の住所、名称及び氏名（個人の場合は住所及び氏名）を記入のうえ、押印してください。
- (7) 提出した応募価格書の書替え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (8) 次の各号の一に該当する応募価格書は、無効とします。
 - ① 応募価格を訂正したもの。
 - ② 金額及び氏名その他要件を確認しがたいもの。
 - ③ 応募者が協定して応募したもの。
 - ④ 応募に際して不正の行為があったもの。
 - ⑤ 参加資格のない者が提出したもの。
 - ⑥ 応募者の記名押印のないもの。
 - ⑦ 鉛筆書きのもの。
 - ⑧ 応募価格が小数点以下第一位まで記載されていないもの。
 - ⑨ 指定した日時、場所に提出されなかったもの。
 - ⑩ 電送によるもの。
 - ⑪ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反したもの。
- (9) 市が設定した最低応募価格以上、かつ、最高の価格で応募した者が2者以上ある場合は、くじ引きにより決定します。該当者がくじ引きに出席しない場合は、本件に関係のない職員が該当者の代わりにくじを引きますが、該当者は、その結果に異議を申し立てることはできません。
- (10) 落札者決定後に、落札者が契約締結を辞退する場合は、入札保証金に相当する額の

違約金を納付していただきます。

9 契約後に関する注意事項

- (1) 契約書の記載事項を変更したい場合は、自動販売機設置場所賃貸借契約書記載事項変更届（P33様式4）に必要事項を記入して契約担当課へ提出してください。
- (2) 物件調書記載の施設電気料単価・施設水道料単価は参考値であるため、契約開始後に各施設の財産管理者（担当課）または指定管理者に単価を問い合わせてください。
- (3) 売上報告書等の様式は、本募集要項に記載の様式（P19～33）を使用してください。